

免税販売管理システム

A P I 仕様書

2021 年 2 月

改訂履歴

項番	日付	変更内容	変更理由
1	2019/ 5 /30	新規作成	
2	2021/ 2 /16	「自動販売機型輸出物品販売場」への対応に係る修正	令和2年度税制改正において、免税販売手続きを実施する機能を有し、一定の基準を満たす自動販売機のみを設置する販売場として、自動販売機型輸出物品販売場が新たに創設された。

【目次】

1	概要	1
1.1	はじめに	1
1.2	購入記録情報を提供する方法	1
1.3	イメージ図	1
1.4	フロー図	2
2	クライアント証明書	2
2.1	クライアント証明書の取得	2
2.2	留意事項	3
3	通信回線	3
4	購入記録情報 API	3
4.1	HTTP リクエスト	3
4.1.1	基本的事項	4
4.1.2	インターフェース定義	4
4.1.3	留意事項	5
4.1.4	イメージ	7
4.2	HTTP レスポンス	7
4.2.1	基本的事項	7
4.2.2	インターフェース定義	7
4.2.3	チェック	8
4.2.4	受信結果通知	8
4.2.5	留意事項	9
4.2.6	イメージ	10
5	使用可能な文字コード	10

1 概要

1. 1 はじめに

本書は、消費税法施行令第 18 条第 6 項若しくは同令第 18 条の 4 第 1 項又は租税特別措置法施行令第 46 条の 8 の 2 第 4 項若しくは同条第 10 項に基づき、市中輸出物品販売場を経営する事業者、輸出酒類販売場を経営する酒類製造者又は承認送信事業者（以下「免税店事業者等」といいます。）が、免税販売手続の際に国税庁長官へ購入記録情報又は酒類購入記録情報（以下「購入記録情報」といいます。）を提供する方法について説明するものです。

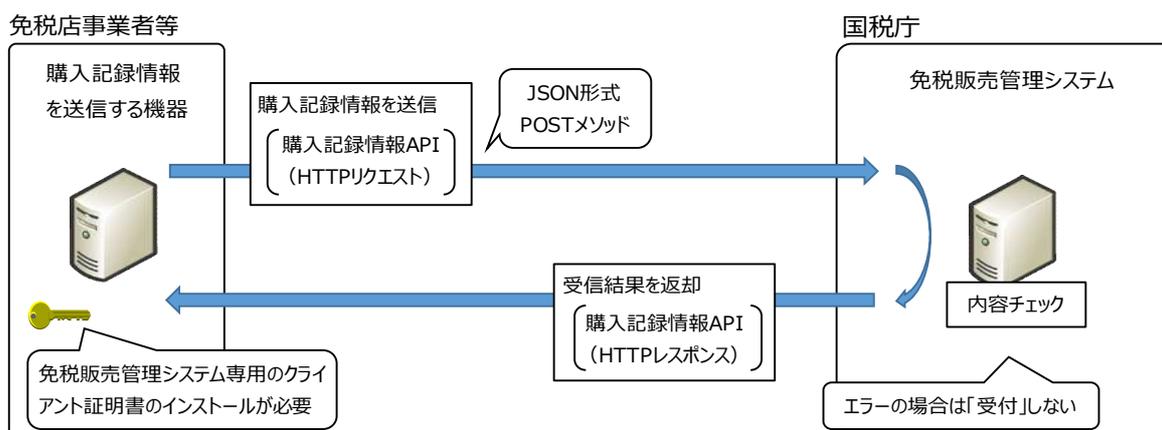
1. 2 購入記録情報を提供する方法

国税庁が運用する「免税販売管理システム」に対して、免税店事業者等は免税販売手続の都度、本書で説明する API の仕様に基づき、購入記録情報を送信する必要があります。

なお、「免税販売管理システム」は、購入記録情報を 24 時間・365 日受信します。

1. 3 イメージ図

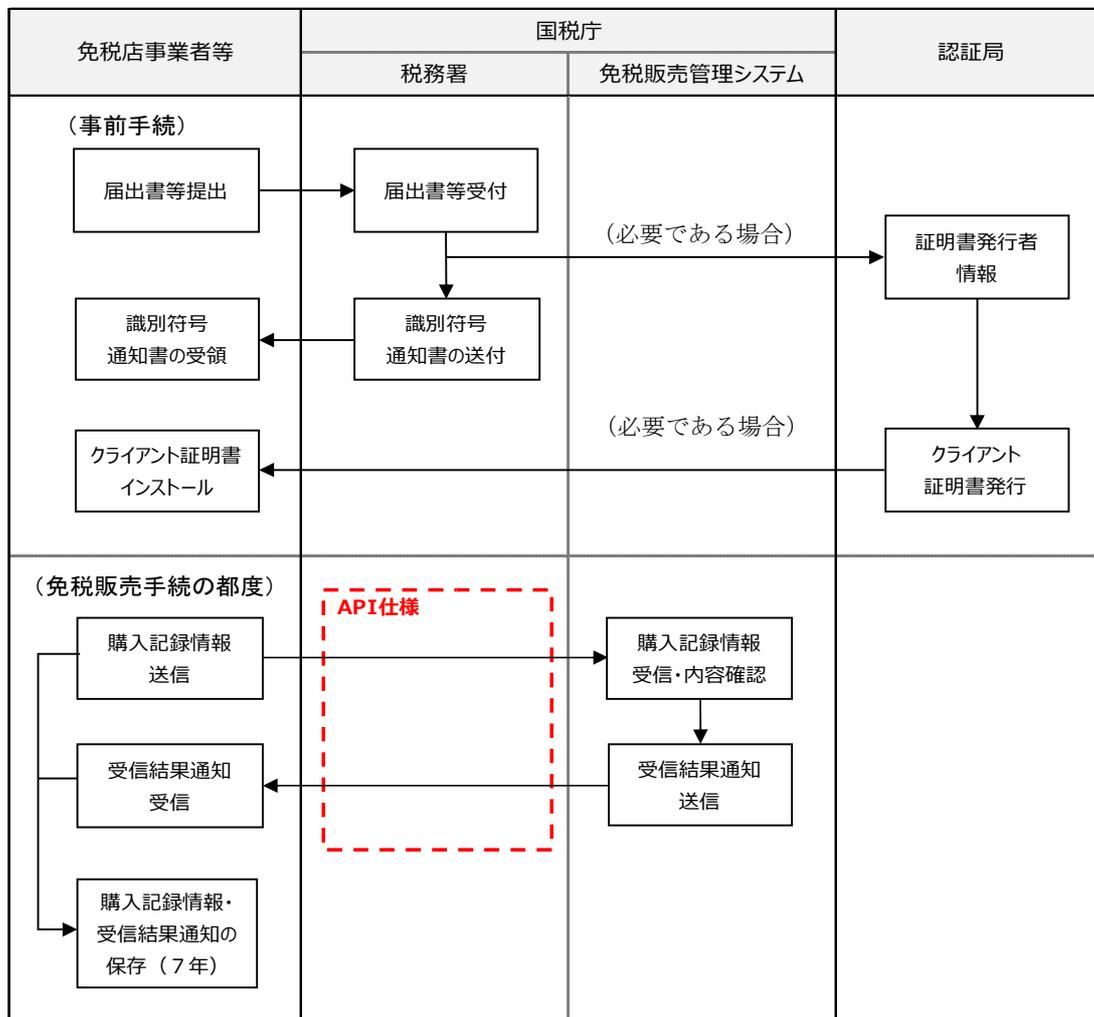
免税店事業者等が、国税庁へ購入記録情報を提供するイメージです。



1. 4 フロー図

免税店事業者等が国税庁へ購入記録情報を提供するために行う手続等のフローです。

事前手続については、大別すると、①購入記録情報の提供項目となる識別符号の通知を受けると及び②免税販売管理システム専用のクライアント証明書を取得し、送信機器にインストールすること（送信機器を有する場合のみ）の2点があります。



2 クライアント証明書

2. 1 クライアント証明書の取得

免税販売管理システムでは、免税店事業者等から購入記録情報を受信する際に、免税販売管理システム専用のクライアント証明書が免税店事業者等の送信機器にインストールされているか否かの認証を行います。

この認証ができない場合、免税店事業者等は免税販売管理システムに購入記録情報を送信することができません。(消費税法施行令第18条第7項、租税特別措置法施行令第46条の8の2第5項)

免税店事業者等は、事前にクライアント証明書の発行を受け、サーバ等の送信機器にインストールする必要があります。クライアント証明書の発行手続については、国税庁ホームページでご確認ください。

2. 2 留意事項

クライアント証明書は有効期限（約3年）が設定されています。有効期限を過ぎると、購入記録情報を免税販売管理システムに送信することができなくなりますので、有効期限経過前に確実にクライアント証明書を更新する必要があります。

また、クライアント証明書は免税販売管理システムへのアクセス時の認証で利用するため、交付を受けたクライアント証明書は、免税店事業者等の責任において適切に管理する必要があります。

3 通信回線

免税販売管理システムに購入記録情報を送信するための通信回線は、インターネット回線によるほか、国税庁が用意した IP-VPN 回線によることもできます。

IP-VPN 回線の利用に関する手続については、国税庁ホームページでご確認ください。

なお、IP-VPN 回線を利用する場合、国税庁が契約した IP-VPN 回線業者との契約及び費用負担が生じます。

4 購入記録情報 API

免税販売管理システムへ購入記録情報を送信する際のインターフェース定義等及び免税販売管理システムから受信結果を返却する際のインターフェース定義等を説明します。

なお、インターフェース定義等は、送信する購入記録情報の「手続委託型区分」及び「販売場区分」に応じて、別紙1-1から別紙6-1又は別紙1-2から別紙6-2を使用します。

(1) 別紙1-1から別紙6-1

一般型輸出物品販売場及び手続委託型輸出物品販売場の購入記録情報の送信にのみ対応したインターフェース定義等。

具体的には、別紙1-1「購入記録情報インターフェース」の「手続委託型区分」に「0：一般型輸出物品販売場」又は「1：手続委託型輸出物品販売場」を設定する場合（設定する区分における臨時販売場を含む。）にのみ使用できます。

(2) 別紙1-2から別紙6-2

自動販売機型輸出物品販売場を含む全ての購入記録情報の送信に対応したインターフェース定義等。

具体的には、別紙1-2「購入記録情報インターフェース」の「販売場区分」に「0：一般型輸出物品販売場」、「1：手続委託型輸出物品販売場」及び「2：自動販売機型輸出物品販売場」を設定する場合（設定する区分における臨時販売場を含む。）に使用できます。

4. 1 HTTP リクエスト

免税販売管理システムへ購入記録情報を送信する際のインターフェース定義等を説明します。

4. 1. 1 基本的事項

項目	内容等
通信方向	送信（免税店事業者等→国税庁）
通信プロトコル	HTTPS
SSL のバージョン	TLS1.2 以上
実装方式	REST API
リクエスト URL (別紙 1-1 のインターフェース)	https://api.menzei.nta.go.jp/v1/purchaseRecord/reception (※)
リクエスト URL (別紙 1-2 のインターフェース)	https://api.menzei.nta.go.jp/v2/purchaseRecord/reception (※)
HTTP メソッド	POST
ヘッダー	Content-Type:Application/json; charset=utf-8
データ形式	JSON
文字セット	Unicode
エンコーディング	UTF-8

(※) IP-VPN 回線を利用する場合のリクエスト URL については、国税庁ホームページに別途掲載している資料（免税販売管理システム用 IP-VPN 回線利用規約）で確認することができます。

4. 1. 2 インターフェース定義

「購入記録情報インターフェース」は、別紙 1-1 又は別紙 1-2 を使用します。項目の説明は以下のとおり。

項目	説明
分類	データ項目に対するカテゴリ
項目名	データ項目の名称
項目 ID	データ項目に対する物理項目名であり、JSON 形式で設定する項目の名称
項目 ID 略称	<ul style="list-style-type: none"> データ項目の略称 別紙 2-1 又は別紙 2-2 「受信結果通知インターフェース」の項目「処理結果コード」でエラー箇所を示すための名称
データ型	<ul style="list-style-type: none"> データ項目の型。 データ型「日本語」は「5 使用可能な文字コード」の文字を設定
桁数	データ項目の桁数又は文字数
byte 数	文字コードや論理データ型からバイト換算されたバイト数

必須区分	<ul style="list-style-type: none"> ・ 必須項目、条件付き必須項目、任意項目の区分け ・ 必須項目は「○」、条件付き必須項目は「△」、任意項目は「 」(空白) と、それぞれ表示
その他の必須条件	データ項目に対するその他のチェック内容
説明	データ項目に対する説明

4. 1. 3 留意事項

(1) 免税販売手続の都度送信

購入記録情報は、免税販売手続の都度、即時に送信する必要があります。例えば、購入記録情報を免税販売手続の都度、即時に送信せずに、バッチ処理等により複数データを一括して送信した場合は、免税販売管理システムで正常に受け付けたとしても、購入記録情報を免税販売手続の都度、即時に送信したこととはなりませんので、免税販売の要件を満たしません。(消費税法施行令第 18 条第 6 項、租税特別措置法施行令第 46 条の 8 の 2 第 4 項)

なお、災害その他やむを得ない事情による事後送信については、4. 2. 5(2)を参照してください。

(2) 送信した購入記録情報の訂正

送信した購入記録情報の訂正を行う場合は、①当初の購入記録情報を取り消すためのデータを送信した上で、訂正後の購入記録情報を送信する方法(洗替処理)、②当初の購入記録情報と訂正後の購入記録情報の差分データを送信する方法(差分処理)、のいずれかが必要となります。

これらの取り消すためのデータについては、「数量」欄及び「販売価額」欄の情報等を－(マイナス)として設定します。このとき、「送信番号」欄を除き、その他の訂正がないデータ項目については、当初データと同一の内容を設定します。なお、購入記録情報 1 送信に含まれる個々の物品情報として「数量」及び「販売価額」が＋(プラス)のものと－(マイナス)のものが混在することは差し支えありません。

訂正データの送信イメージは、以下のとおりです。なお、通信の影響等で結果的に送信順が前後したとしても問題ありません。

(例) 単価 5000 円の商品 AZ を 4 個販売したデータを 1 個販売に訂正する場合

①洗替処理

送信順	分類	購入記録情報 (抜粋)				
		旅券番号	品名	数量	単価	販売価額
1	当初	A111	AZ	4	5000	20000
2	取消	A111	AZ	-4	5000	-20000
3	訂正後	A111	AZ	1	5000	5000

②差分処理

送信順	分類	購入記録情報（抜粋）				
		旅券番号	品名	数量	単価	販売価額
1	当初	A111	AZ	4	5000	20000
2	訂正	A111	AZ	-3	5000	-15000

(3) 物品情報の繰り返し回数

購入記録情報は1送信 50品目までとし、1取引につき 51品目以上の免税販売がある場合には、購入記録情報を分割して作成する必要があります。

この場合、「一般物品合計額」、「消耗品合計額」、「酒税免税対象販売合計額」及び「酒税免税対象酒類総本数」欄には、それぞれ1取引中の合計額及び総本数ではなく、1送信中の「販売価額」及び「(酒税)本数」の合計額及び総本数を設定します。また、「酒税適用有無(全体)」に'1'(酒税の免税の適用あり)を設定するか否かの判断は、1取引中ではなく、分割した1送信中に「酒税適用有無(物品)」に'1'(酒税の免税の適用あり)が設定されているものがあるか否かで行う必要があります。

(4) 運送区分

1取引中に購入者へ引き渡す商品と海外直送商品が混在する場合(1取引につき「運送区分」が0(引渡し)と1(海外直送)が混在する場合は、購入記録情報を分割して作成する必要があります。

なお、「販売場区分」が'2'(自動販売機型輸出物品販売場)の場合、「運送区分」1(海外直送)を設定することはできません。

(5) 物品情報に対応した販売価額の設定

複数の物品を組み合わせて価格設定している商品を免税販売する場合の購入記録情報について個々の物品ごとに物品情報の設定を行うときは、個々の物品ごとに「品名」、「販売価額」等の各項目を設定する(販売価額を個々の物品ごとに按分して設定する)必要があります。

(6) 文字数の上限

「氏名」、「販売場名称」、「販売場所在地」、「事業者氏名名称」、「事業者納税地」、「伝票番号」、「運送事業者氏名名称」、「備考」、「品名」及び「単位」については、文字数の上限があります。文字数の上限を超える場合は、例えば、上限を超える部分を削除する、適宜の簡略表記(「株」等)を行うなどの方法により、文字数の上限以内になるように設定する必要があります。

4. 1. 4 イメージ

```
{
  "senderId": "123456789012345678901",
  "senderIdType": "0",
  …(略)
  "details": [
    {
      "serial": "1",
      "goodsType": "1",
      "goodsName": "カメラ●●シリーズ黒 NTA-MENZEI001",
      …(略)
    },
    …(略)
    {
      "serial": "50",
      "goodsType": "2",
      "goodsName": "チョコレート「■■」ビタータイプ NTA-MENZEI601",
      …(略)
    }
  ]
}
```

4. 2 HTTP レスポンス

免税販売管理システムから受信結果を返却する際のインターフェース定義等について説明します。

4. 2. 1 基本的事項

項目	内容等
通信方向	受信（国税庁→免税店事業者等）
通信プロトコル	HTTPS
SSL のバージョン	TLS1.2 以上
ヘッダー	Content-Type:Application/json; charset=utf-8
データ形式	JSON
文字セット	Unicode
エンコーディング	UTF-8
改行コード	LF (Line Feed)

4. 2. 2 インターフェース定義

別紙 2-1 又は 2-2 「受信結果通知インターフェース」に示します。項目の説明は以下のとおり。

項目	説明
分類	データ項目に対するカテゴリ
項目名	データ項目の名称
項目 ID	データ項目に対する物理項目名であり、JSON 形式で設定する項目の名称

データ型	データ項目の型
桁数	データ項目の桁数又は文字数
byte 数	文字コードや論理データ型からバイト換算されたバイト数
必須区分	必須項目（必ず設定がある項目）の場合は「○」で表示
説明	データ項目に対する説明

4. 2. 3 チェック

免税販売管理システムでは、受信した購入記録情報に対して以下の単項目チェック、
 関連項目チェック及びワーニングチェックを行い、該当するエラーコード等がある場合
 には、その結果を「受信結果通知インターフェース」の「処理結果コード」にエラーコー
 ド等を設定して返却します。

(1) 単項目チェック

- イ データ型や桁数など、単一項目で完結するチェックを行います。
- ロ チェック内容は、別紙 3-1 及び別紙 3-2 「単項目チェックエラーコード」に
示します。
- ハ 単項目チェックは、受信した購入記録情報の全項目に対して行い、全てのエラー
コードを返却します。
- ニ データ型が「日本語」の項目は、バイト数のチェックに加えて、桁数のチェック
も行います。

(2) 関連項目チェック

- イ 条件付きの必須条件など、複数項目の値からチェックを行います。
- ロ チェック内容は、別紙 4-1 及び別紙 4-2 「関連項目チェックエラーコード」
に示します。
- ハ 関連項目チェックは、単項目チェックが全て正常だった場合に行います。
- ニ 関連項目チェックは、関連チェックエラーコードの先頭 10 桁の種類ごとに行いま
す。購入記録情報に 2 種類以上の関連チェックエラーが内在していた場合、1 送信
につき、エラーは 1 種類のみ返却します。(後続の関連項目チェックは行われません。)

(3) ワーニングチェック

- イ 免税販売の要件を満たしていない可能性が高いもののチェックを行います。
例：「譲渡年月日」が「上陸年月日」から 184 日以上経過していることから、非居
住者に該当しない可能性が高い。
- ロ チェック内容は、別紙 5-1 又は別紙 5-2 「ワーニングコード」に示します。
- ハ ワーニングチェックは、単項目チェック及び関連項目チェックが全て正常だった
場合に行います。
- ニ ワーニングの場合であっても、購入記録情報は各項目に設定された内容で正常に
受け付けていますので、訂正が必要なければ、ワーニングへの対応は不要です。(訂
正を行う場合は、4. 1. 3(2)に記載した対応を行う必要があります。)

4. 2. 4 受信結果通知

免税販売管理システムでは、受信した購入記録情報に対して所定のチェックを行い、

受信結果を返却します。購入記録情報の送信が正常に終了したか否かについては、HTTP ステータスコードで判定することができます。

HTTP ステータスコードは、別紙 6 - 1 及び別紙 6 - 2 「HTTP ステータスコード」に示します。

HTTP ステータスコード	判定
201	正常終了
470	異常終了（業務エラー）
上記以外	異常終了（システムエラー等）

(1) 正常終了

購入記録情報は、免税販売管理システムで正常に受け付けています。

(2) 異常終了（業務エラー）

購入記録情報は、免税販売管理システムで受け付けていません。

したがって、このままでは免税の適用を受けることができませんので、エラーとなった購入記録情報について必要な訂正を行った上で再度送信する必要があります。

なお、業務エラーは、例えば 21 桁で設定すべき「送信者識別符号」欄が 22 桁ある場合や必須項目である「氏名」欄が空白である場合など、API 仕様に従っていない場合に設定されます。

エラーの内容は、「受信結果通知インターフェース」の「処理結果コード」欄に設定されます。エラーコードの詳細は、別紙 3 - 1 又は別紙 3 - 2 「単項目チェックエラーコード」並びに別紙 4 - 1 又は別紙 4 - 2 「関連項目チェックエラーコード」に示します。

(3) 異常終了（システムエラー等）

購入記録情報は、免税販売管理システムで受け付けていません。

したがって、このままでは免税の適用を受けることができませんので、原因を解明して再度送信する必要があります。エラーの原因は、HTTP ステータスコードで判定することができます。なお、この場合の受信結果通知は、「受信結果通知インターフェース」の「処理結果エラーコード」を含めて、各項目の設定はされませんので、エラーの原因は、上述のとおり HTTP ステータスコードのみにより判定します。

4. 2. 5 留意事項

(1) 受信結果通知の返却を確認することができない場合の対応

受信結果を返却するまでの所要時間は、おおむね数秒から十秒程度を想定していません。免税店事業者等で受信結果通知の返却を確認することができない場合は、購入記録情報の送信又は受信結果通知の返却のいずれかの通信等で何らかの障害が発生したものと考えられます。

この場合は、「送信者識別符号」欄及び「送信番号」欄に再送信前の「送信者識別符号」及び「送信番号」を、「備考」欄に再送信である旨の記載を設定し、購入記録情報を再度送信します。

なお、制限なく再送信を繰り返した場合、双方のシステムに負荷がかかりますので、例えば5回再送信しても受信結果通知の返却を確認できない場合は、再送信の間隔を空けるなどの対応が必要です。

送信イメージは、以下のとおりです。

分類	購入記録情報（抜粋）							
	送信番号	旅券番号	備考	品名	数量	単価	販売価額	
販売	001	A111		AZ	4	5000	20000	⇒受信結果なし
再送信	001	A111	再送信	AZ	4	5000	20000	⇒受信結果なし
再送信	001	A111	再送信	AZ	4	5000	20000	

(2) 災害その他やむを得ない事情による事後送信

上記(1)のほか、障害対応に時間を要する場合など、災害その他やむを得ない事情により購入記録情報を免税販売手続の都度、即時に送信することができなかった場合には、復旧後に速やかに送信する必要があります。（消費税法施行令第18条第8項、租税特別措置法施行令第46条の8の2第6項）

この場合の事後送信については、「備考」欄に、事後送信である旨及びその要因等を設定して送信します。

なお、大規模な災害等の場合、国税庁ホームページで送信時期・送信方法を連絡することがあります。

4. 2. 6 イメージ

```
{
  "senderId": "123456789012345678901",
  "senderIdType": "0",
  "sendNo": "20201231235959001",
  "proceduresId": "A",
  "version": "1",
  "checkDate": "20210101000059",
  "result": "OK",
  "receiveNo": "10123456789012345678",
  "details": []
}
```

5 使用可能な文字コード

免税販売管理システムが使用する文字コードは、JIS X 0221 を UTF8 で符号化したもののうち、JIS X 0201 と互換性のあるもの（基本ラテン（ただし、文字タブ（0009）、改行（000A）及び復帰（000D）以外の制御文字（0000～001F、007F）を除く））及び「平仮名」「片仮名」「CJK 統合漢字」「CJK 互換漢字」「CJK 用の記号及び分音記号」「半角形・全角形」（ただし、半角カナ（FF66～FF9F）を除く）「ラテン-1 補助（ただし、制御文字（0080～009F）を除く）」「矢印」「一般句読点」「罫線素片」「幾何学模様」「基本ギリシャ」「キリール」「数学記号」「数字の形」「囲み英数字」「囲み CJK 文字／月」「CJK 互換文字」とします。

文字種	文字コード
基本ラテン	#x0009、#x000A、#x000D、#x0020～#x007E
平仮名	#x3040～#x309F
片仮名	#x30A0～#x30FF
CJK 統合漢字	#x4E00～#x9FFF
CJK 互換漢字	#xF900～#xFAFF
CJK 用の記号及び文音記号	#x3000～#x303F
半角形・全角形(半角カナを除く)	#xFF00～#xFF65、#xFFA0～#xFFEF
ラテン-1 補助	#x00A0～#x00FF
矢印	#x2190～#x21FF
一般句読点	#x2000～#x206F
罫線素片	#x2500～#x257F
幾何学模様	#x25A0～#x25FF
基本ギリシャ	#x0370～#x03FF
キリール	#x0400～#x04FF
数学記号	#x2200～#x22FF
数字の形	#x2150～#x218F
囲み英数字	#x2460～#x24FF
囲み CJK 文字／月	#x3200～#x32FF
CJK 互換文字	#x3300～#x33FF